

素案からの主な変更点

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
1	2章	7~19	8~20	「第2章 障害者の現状」の各図表について、令和2年度の数値を追加し、併せて説明文を修正しました。P16「精神障害者の状況」では、新型コロナウイルス感染症の影響について、説明文と図表の下に注釈を追加しています。
2	3章	30	33	素案P.30「5.人材育成」「現在は、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成やヘルパー養成研修などによる人材育成が求められています。」⇒計画案P.33のとおり、「ヘルパーおよびヘルパー養成研修等の受講者が少ないといった課題があることから、研修受講者の増加を図るとともに、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケアが必要な障害者等に対応できる専門的人材の確保と育成が必要です。」に修正・追記しています。
3	3章	32	35	素案P32「現在は、障害特性や生活環境に応じた多様な就労支援、就労継続への支援、障害者雇用や障害者理解の企業への働きかけなどが求められています。」⇒計画案P35のとおり、「現在は、障害特性や生活環境に応じた多様な就労支援、就労継続への支援、障害者雇用や障害者理解の企業への働きかけなどが求められており、従来からの就労支援策だけではなく、多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢を拡大するとともに、障害者を雇用する企業等へ障害者理解を進める必要があります。」に追記しています。
4	3章	35~47	39~57	所管を追記しています。
5	3章	33,34,54	36,37,57	素案P.33,34「インクルーシブ教育の推進」⇒計画案P.36,37,57のとおり、「教育のインクルージョンの推進」に用語を統一しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
6	3章	36	39	素案P36「①拠点機能の充実」、「障害者が地域における生活の場面で、自分らしく自己決定し、活動しやすくするための環境調整を行うとともに、障害者が自立する力を得られるよう支援を進めます。」⇒計画案P39「 地域生活支援拠点において、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。 」に修正しています。
7	3章	36	40	素案P36「②重症心身障害者・医療的ケアに対する支援の充実」「重症心身障害者・医療的ケアに対応できるよう、障害福祉サービス等事業所の整備促進および拡充を図ります。」⇒計画案P40「重症心身障害者・医療的ケアが 必要な方に対応できるよう、既存の施設や整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。 」に修正しています。
8	3章	36	40	素案P.36「③事業所整備の促進」「障害者の生活の場を選択する機会を確保するため、事業所整備を促進します。」⇒計画案P.40「障害者の生活の場を選択する機会を確保するため、 地域移行支援のサービス提供する一般相談支援事業所の開設や訪問系サービスの拡充 を促進します。」に修正しています。
9	3章	36	40	素案P.36「現在、区内にある事業所に対し、新たな事業を展開するよう働きかけるとともに、新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります。」⇒計画案P.40「区内にある事業所に対し、 自立生活援助、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援 を展開するよう働きかけるとともに、新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります。」に修正しています。
10	3章	37	41	素案P.37「◎包括的な相談支援の充実①相談支援体制の強化」「障害者の意思決定支援に配慮した相談支援を実施します。」⇒計画案P.41「 障害者福祉に関わる全ての支援員が意思決定支援ガイドラインに基づき、障害者の意思決定支援に配慮した相談支援を実施します。 」に修正しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
11	3章	37	41	素案P.37「◎包括的な相談支援の充実 ①相談支援体制の強化」「介護保険制度への移行や老障介護などの高齢障害者が抱える課題に対応するため、在宅介護支援センターに相談支援事業所を併設し、高齢障害者の相談支援を充実します。」⇒計画案P.41のとおり「介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、在宅介護支援センターに相談支援事業所を併設し、高齢障害者とその家族の相談支援を充実します。」に修正しています。
12	3章	37	41	計画案P.41のとおり、「発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを設置し、発達障害に関する相談体制の充実を図ります。」を追記しています。
13	3章	37	41	素案P.37「◎包括的な相談支援の充実①相談支援体制の強化」「必要な人が成年後見制度を活用できるように支援します。」⇒計画案P.41のとおり、「必要な人が成年後見制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉等の関係者と後見人が、意思決定支援の下での本人への支援を行います。」に修正しています。
14	3章	37	41	素案P.37「◎包括的な相談支援の充実①相談支援体制の強化」「障害者に対する虐待の防止や、その重要性の理解、関連施策についての協力など、広く周知や啓発活動を行い、関係機関等と連携して、障害者虐待の早期発見・防止のための迅速な対応と的確な支援の充実に努めます。」⇒計画案P.41のとおり「障害者虐待防止法に基づき設置した「品川区障害者虐待防止センターしながわ見守りホットライン」の周知を図るとともに、障害者虐待に迅速に対応します。また、国の動向を踏まえ、施設等の虐待防止委員会を設置促進してまいります。」に修正しています。
15	3章	37	42	素案P.37「②保健・医療・福祉との連携」「重症心身障害児者・医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるため、医療機関などの連携により、支援の充実に努めます。」⇒計画案P.42のとおり「重症心身障害児者や医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるため、医療的ケア児等コーディネーターが病院や訪問看護ステーション等と連携し、支援の充実に努めます。」に修正しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
16	3章	37	42	計画案P.42のとおり、「心身障害者福祉会館に高次脳機能障害専任作業療法士を配置し、本人とその家族に対する相談支援や状態の評価を実施するとともに、医療や訓練、就労などの専門機関を紹介するなど、引き続き、支援の充実に取り組みます。」を追記しています。
17	3章	38	42	計画案P.42「③災害対応・感染症対応」のとおり、「災害時の支援について、在宅人工呼吸器使用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。」を追記しています。
18	3章	38	43	素案P.38「人材の確保・育成」「品川介護福祉専門学校の福祉カレッジにおける人材育成研修の充実に図ります。」⇒計画案P.43の通り、「品川介護福祉専門学校の福祉カレッジでは、障害児、障害者と対象別の研修に加え、障害児から障害者への支援を学ぶ研修を企画し、切れ目のない支援を提供するスキルの向上を目指します。」に修正しています。
19	3章	38	43	素案P.38「◎人材の確保・育成」「また、多くの人々が研修に参加できるように事業所との協働による人材確保に向けた方策を検討します。」⇒計画案P.43のとおり、「また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業者と協議し、受講者を増やす方策を検討します。」に修正しています。
20	3章	38	43	素案P.38「◎人材の確保・育成」「地域生活支援拠点を中心とした地域の事業所連絡会を開催し、事業所間連携を強化するとともに、地域全体の支援の質の向上につなげます。」⇒計画案P.43のとおり、「利用者ニーズに即したサービス提供ができるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、「品川区地域自立支援協議会」の場を活用します。」に修正しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
21	3章	39	46	素案P.40「◎早期発見・早期支援」「発達障害のある子どもについて、「品川児童学園」、「発達障害・思春期サポート事業」「発達障害者支援施設」などを通じた区内の支援体制を一層充実します。」⇒計画案P.46のとおり、発達障害のある子どもについて、「品川児童学園」が療育支援拠点として、「発達障害・思春期サポート事業」や民間の児童発達支援事業や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などと連携をし、区内の支援体制を充実します。」に修正しています。
22	3章	40	47	素案P.40「◎療育支援体制の整備」「児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などの障害児通所支援において、質を担保しつつ、引き続き事業所を増設することで、療育支援の充実を図ります。」⇒計画案P.47「障害児通所支援を増設し、療育支援の充実を図ります。また、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対して、品川児童学園と連携して研修を実施し、情報共有や助言を行うことで、障害児支援事業所の支援内容の向上を図ります。」に修正しています。
23	3章	40	57	素案P.40「◎療育支援体制の整備」「区立学校において、通常の学級での障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や指導を行うとともに、特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級（言語、難聴）を設置し、障害の状態により、特別な支援が必要な児童・生徒について、引き続き、特別支援学級での指導を行います。」⇒計画案P.57「教育のインクルージョンの推進」のとおり記載場所を変更し、「区立学校において、障害のある子どもが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら充実した時間を過ごせるよう、合理的配慮の提供や、多様な学びの場（特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級指導学級（言語、難聴）、特別支援教室）を設置し、多様な個性を持つ子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えます。」に修正しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
24	3章	40	47	素案P.40「◎療育支援体制の整備」「区立学校全校に特別支援教室を設置し、引き続き、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けることができるようにします。」⇒計画案P.47のとおり、「特別支援学級固定級（病弱）を設置し、医療機関と連携を図りながら、個々の実態に合わせてながら指導を展開しています。」に修正しています。
25	3章	41	48	計画案P.48のとおり、「医療的ケア児の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進めます。なお、令和3年度より、必要な看護師の配置を実施します。」と追記しています。
26	3章	42	50	素案P.42のとおり、「(3)社会参加の促進」＜現状と課題＞「さらに、「新しい生活様式」に対応した活動支援についても、検討していきます。」⇒計画案P.50のとおり、「また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、外出や交流の機会が減少し、地域活動にも大きな影響が出ています。三密(密閉・密集・密接)の回避や手洗い・消毒、ICTの活用など、「新しい生活様式」を踏まえた活動支援についても、検討していきます。」に修正しています。
27	3章	43	52	素案P.43「②外出支援」「また、多くの人々が研修に参加できるように事業所との協働による人材確保に向けた方策を検討します。」⇒計画案P.52のとおり、「また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業者と協議し、受講者を増やす方策を検討します。」に修正しています。
28	3章	45	55	計画案P.55のとおり、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、障害者などに対する虐待などの早期発見やその被害者の適切な保護や支援を図るとともに、関係機関の連携を強化し虐待のない地域社会を目指します。」を追記しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
29	3章	47	57	素案P.47「インクルーシブ教育の大切さについて、教員や保護者向けの講座や研修等を積極的に実施し、浸透を図ります。」⇒計画案P.57のとおり、「 教育のインクルージョンを推進するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室向けの研修会等を計画的に実施するとともに、初任者研修等の年次研修等の機会を捉え教員への理解啓発を促進します。 」に修正しています。
30	3章		44、49、 55、58	コラムを追記しています。①発達障害者に対する支援について ②医療的ケア児に対する支援について ③障害者差別解消法に対する区の取り組み ④ヘルプカードを知っていますか？
31	4章	48	60	計画案P.60のとおり、「 (令和3年3月末時点：42人)の状況等 」、「 施設入所者の地域生活への移行の仕組みについては、品川区地域自立支援協議会 」等で検討し、構築します。なお、 地域移行を希望している方がいることから、引き続き、相談の中で利用者の意向の把握に努めます。 」と追記しています。
32	4章	49	61	計画案P.61のとおり、目標項目「 「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数」「参加機関等」「協議の場における目標設定及び評価の実施回数」 」とそれぞれの目標を追記しています。
33	4章	52	64	計画案P.64のとおり、「 障害者の就労意欲の高まりと企業における障害者雇用に対する理解が進むにつれ、障害者雇用の状況が変化してきています。そのような中で、障害者の一般就労への支援や就職後の定着支援が求められています。 区では、 障害者の一般就労への移行や定着支援を引き続き進めるとともに、多様な希望や障害特性等に対応することで働き方の選択肢を拡大できるように一般企業での短時間労働やテレワークなどの実現を目指します。 」と追記しています。
34	4章	53,54,55 ,56	65,66,67 ,68	計画案P.65.66,67,68のとおり、目標項目および目標について、修正しています。

No.	章	素案 頁	資料1 計画 案 頁	主な変更点
35	5章	58,60	71,73	令和2年度の各サービスの実績を追記しています。計画案P.73の自立訓練（生活訓練）、就労定着支援について、令和2年度の実績を考慮し、見込み量を修正しています。
36	5章	62,64	75,77	令和2年度の各サービスの実績を追記しています。計画案P.75の「自立生活援助」、「共同生活援助」、P.77の「地域移行支援」、「地域定着支援」について、それぞれ精神障害者の内数を見込み追記しています。
37	5章	66～73	79～86	令和2年度の各支援・各サービスの実績を追記しています。令和2年度の実績を考慮し、見込み量を修正しています。
38	6章	128～ 130	88～90	令和2年度の各事業の実績を追記しています。
39	6章		91～99	区内の障害者・障害児支援施設一覧を追記しています。